東大和市道路アダプト制度合意書

　東大和市と　　　　　　　　　　　　（以下「参加団体」という。）は、東大和市道路アダプト制度実施要綱第９条第１項の規定に基づき、次の事項について合意したことを証するため、本書２通を作成し、各自１通を保有する。

１　活動の場所

　　路線名等

２　活動内容

　　参加団体は、活動計画書のとおり責任をもって、その活動を行う。

３　活動期間

　　合意の日から試行を終了するまでとする。

　　ただし、参加団体からの活動中止の申出がない場合には、期間満了後以降、東大和市道路アダプト制度実施要綱第３条の規定に基づき、その活動を継続するものとする。

４　活動支援

　　市長は、東大和市道路アダプト制度実施要綱第７条に基づく参加者名簿に記載された方について障害保険に加入する。

５　情報公開

　　参加団体の代表者は、その活動に関する問い合わせに対し、代表者の連絡先について、個人情報を提供することを同意する。

６　その他

　　参加団体は、東大和市道路アダプト制度実施要綱第５条第２項の規定に基づき、活動内容を変更する場合には、事前に協議することとする。

令和　　年　　月　　日

東京都東大和市中央３丁目９３０番地

東大和市長

参加団体名

代表者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名